

答 申 情 第 2 1 0 号  
令和 7 年 1 2 月 1 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮詢について（答申）

令和 7 年 2 月 1 9 日付け行人人第 2 0 2 号をもって諮詢のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保健福祉局職員の人事記録カードに係る公文書一部公開決定事案（諮詢第 3 3 3 号）



## 1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、人事記録カードの「所属」欄で現在の所属を公開した職員については、「所属歴」欄の最終行に記載の「内容」部分について公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当であるとともに、「生活保護現業経験年数がわかる公文書」を特定し、公開すべきである。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年10月2日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「保健局長、○○（職員名）福祉部長、生活福祉課長、□□（職員名）担当課長、の職歴が分かる公文書。本件事案のケースワーカーが新卒なのか、生活保護現業経験年数がわかる公文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「保健福祉局長、保健福祉局生活福祉部長、保健福祉局生活福祉部生活福祉課長、保健福祉局生活福祉部生活福祉課担当課長等の人事記録カード」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年10月22日付で、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

### 条例第7条第1号に該当

現住所、給料、学校歴、前職歴、資格歴、所属歴、研修歴等については、個人に関する情報であって、それらの情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

- (3) 審査請求人は、令和7年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「所属歴」を非公開とした部分及び「●●（職員名）の生年月日、性別」を公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、現住所、給料、学校歴、前職歴、資格歴、所属歴、研修歴等、職員の人事管理上必要となる情報としてプライバシー性の高い内容が記載されており、慎重な管理を要する厳秘文書である。

本件請求は、「職歴が分かる公文書、生活保護現業経験年数がわかる公文書」のため、人事記録

カードの「所属歴」の項目が該当する。

(2) 本件審査請求の内容について

審査請求人は、本件審査請求において、次の2点について主張している。

ア 「所属歴」は権利利益を害するものではないため、開示しろ。

イ 性別、生年月日は権利利益を侵害するものであり、「●●の生年月日、性別」を黒ぬりにしろ。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

ア 4(2)アについて

本件請求の対象である人事記録カードの「所属歴」に記載された情報は、職員の採用から現在に至るまでの人事異動等の発令年月日及び発令事項である。これは当該職員の詳細な職務経歴や、職員の処分、休職及び育児休業等の発令事項が含まれるため、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると判断する。

こうした職員の個人情報は、職員といえども、私人における場合と同様に保護される必要がある情報であり、公にされるべきであることは妥当でない。

イ 4(2)イについて

「●●の生年月日、性別」については、本件請求にかかる決定通知書の「公文書の一部の公開をしない理由」欄において「生年月日、性別」の記載はないものの、処分庁は、本件処分の時点で特定の個人が識別することができるものであると認識し、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると判断していたが、対象公文書の当該箇所について非公開の黒塗り処理が漏れていたものである。

したがって、4(2)イについては認容する。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分のうち、所属歴の開示と、「●●の生年月日、性別」の黒塗りを求める。

(2) 私が情報公開したのは、「保健局長、○○福祉部長、生活福祉課長、□□担当課長、の職歴が分かれる公文書。本件事案のケースワーカーが新卒なのか、生活保護現業経験年数がわかる公文書」であり、人事記録カードなどではない。

(3) 本件事案のケースワーカーが新卒なのか生活保護現業経験年数がわかる公文書について、人事記録カードが特定されているが、私が求めたのは保健福祉局生活福祉課が所有する各福祉事務所の監査の時に作成する公文書である。これは私が平成28年に情報公開請求したものだが、資格の有無が開示されているので、新たに、資格の黒塗りの取消しを要求する。

- (4) 人事課職員から「人事記録カードを公開しない判例がある」と、10年以上前の東京都と神戸市の審議会の裁決を渡されたが、「判例があります」と言われば多くの市民は審査請求を諦めてしまう。
- (5) 職歴は権利利益を侵害するものではなく、職歴を黒塗りするのは、私の知る権利を侵害するものであり言語道断である。京都府の公文書公開決定通知書において、京都府庁の人事のトップの職歴は全部開示である。また、京都府警の公文書公開決定通知書において、京都府警本部長の職歴は全部開示である。右京警察署署長の人事記録カードは、職歴は、課長級に当たる警部で所属は全面開示であり、係長級に当たる警部補以下は非開示である。第一線で命をかけている警察官に対し、日々命をかけて働いていない京都市職員が全面非開示なのは言語道断である。
- (6) 情報公開コーナーには平成9年度～令和6年度までの職員録がある。職歴を黒塗りにしたのは、違法で不当である。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について  
本件公文書である人事記録カードは、職員の人事管理のために、現住所、給料、学校歴、前職歴、資格歴、所属歴、研修歴等の情報を、職員ごとに記載しているものである。
- (2) 本件審査請求の争点について  
審査請求人は、本件処分において本件公文書で非公開とされている部分のうち、所属歴の公開を求めていることから、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。
- (3) 本件処分について  
ア 処分庁は、本件公文書の「所属歴」に記載された情報は、職員の採用から現在に至るまでの人事異動等の発令年月日及び発令事項であり、これは当該職員の詳細な職務経歴や、職員の処分、休職及び育児休業等の発令事項が含まれるため、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると主張する。
- イ 一方、審査請求人は、職員の職務経歴は情報公開コーナーで配架されている職員録を見れば分かる情報である等の理由により、個人の権利利益を侵害するものには当たらないとして、条例第7条第1号には該当しないと主張する。
- ウ 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、「所属歴」欄には職員の採用から現在に至るまでの人事異動等の発令年月日及び発令事項が記載されていることが認められた。

オ 確かに、京都市役所情報公開コーナーには平成9年度以降の職員録が配架されており、各年度の職員の所属及び氏名については、慣行として公にされている情報であると考えられる。しかし、本件公文書の「所属歴」欄は、特定の職員個人の採用以来の所属経歴が全てまとめて記載されているものである。「所属歴」は、配架された各年度の職員録に掲載された職員の所属を個人ごとにまとめた情報であるものの、職員録と照合しなければ分からぬ情報であるうえ、「所属歴」に掲載されている職員の処分、休職及び育児休業等の発令事項は、職員録に掲載されていない。情報公開コーナーに平成9年度以降の職員録が配架されていることをもって、当該情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとまでは言えないことから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものであると判断する。

カ 一方で、「所属歴」欄の記載内容のうち最終行については、直近の「発令年月日」と「内容」が記載されており、このうち「内容」については、本件公文書の公開部分である現在の「所属」欄に記載されている情報と同じである。公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職に係る部分については条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当せず公開の対象となることを鑑みると、本件処分において現在の所属が公開されている職員については、「所属歴」欄の最終行に記載の「内容」の部分は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当しないため、公開すべきであると判断する。

キ また、審査請求人が主張する各福祉事務所の監査の時に作成する公文書の存否について、所管課である保健福祉局福祉のまちづくり推進室に確認したところ、ケースワーカーに係る当該公文書が存在していることが判明した。当該公文書には、生活保護現業経験年数の記載欄があることから、「生活保護現業経験年数がわかる公文書」であることは明らかであり、ケースワーカーに係る当該公文書を特定し、公開すべきであると判断する。

ク なお、審査請求人が指摘する、「●●の生年月日、性別」の非公開処理が漏れていた点については処分庁が認容しているが、当審議会としても、非公開情報を含む公文書の公開にあたっては、適切な事務処理を徹底すべきである旨を申し添える。

#### (4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和7年 2月19日 諒問  
3月21日 諒問庁からの弁明書の提出  
4月 9日 審査請求人からの反論書の提出  
9月11日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第5回会議）  
11月13日 審査請求人の口頭意見陳述（令和7年度第7回会議）  
12月16日 審議（令和7年度第8回会議）

2 本件諒問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）